

# 公益社団法人日本地震工学会 情報公開規程

2012年12月7日制定

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本地震工学会（以下「この法人」という。）が、「一般社団及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）」に定めるところによる情報公開について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (法人の責務)

第2条 この法人は、この規程の解釈及び運用に当たっては、第5条に規定する資料につき一般の閲覧に供することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう配慮しなければならない。

## (利用者の責務)

第3条 第5条に規定する資料を閲覧した者は、これによって得た情報を本来の目的以外に利用してはならない。

## (管理)

第4条 この法人の情報公開に関する事務は、本学会の事務局が統轄管理する。

## (情報公開の対象資料等)

第5条 この法人において情報公開の対象とする資料（以下「公開対象資料」という。）は、次の各号とする。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事の名簿
- (3) 事業計画書及び収支予算書
- (4) 事業報告
- (5) 貸借対照表
- (6) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (7) 財産目録
- (8) 監査報告
- (9) 役員等の報酬規程

2 公開対象資料は、一般の閲覧に供するものとする。この場合においては、正当な理由がないときは、閲覧の請求を拒むことができない。

- 3 第1項第2号について閲覧の請求があった場合には、これらに記載され又は記録された事項中、個人の住所・連絡先等保護されるべき個人情報に関わる記載又は記録の部分を除外して、これらの閲覧をさせることができる。
- 4 公開対象資料は、本学会が定める場所に常時備え置くものとする。

(閲覧場所・閲覧時期)

第6条 公開対象資料の閲覧場所は、本学会の事務局とする。

- 2 閲覧の日は、本学会の休日以外の日とし、閲覧時間は本学会の業務時間内とする。

(閲覧の申請手続き)

第7条 この法人の公開対象資料の閲覧を希望する者は、閲覧申請書に必要な事項を記載し、会長に提出しなければならない。

- 2 事務局の情報公開事務担当者は、前項の閲覧申請書を受理したときは、閲覧受付簿に必要な事項を記載しなければならない。
- 3 閲覧者から閲覧している資料について説明を求められたときは、事務局長又は事務局長があらかじめ指名した者が説明をし、その過程は質疑応答簿に記載しておかなければならない。
- 4 前項の説明に当たっては、本法人の業務運営上重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる事項を除き、可能な限りその説明に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 公開対象資料の閲覧は、無料とする。

(電磁的記録)

第9条 公開対象資料が電磁的記録をもって作成されている場合の閲覧請求については、法令の定めるところによる。

第10条 この規程の変更は理事会の決議による。

附則

- 1) この規程は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行される。
- 2) 公益認定を受けた日は、2013年5月1日である。